

かがわ安心飲食店認証基準の改正

【改正の趣旨】

「飲食店における第三者認証制度」について、国の基本的対処方針が一部変更され、マスク着用の考え方が見直されたことに伴い、国の「感染症予防対策に係る認証の基準(案)」の見直しが行われたことを受け、本県の認証基準を改正するもの

【改正点】

マスク着用に関する項目の削除

【適用時期】

令和5年3月13日(月)

※かがわ安心飲食店認証制度については、令和5年5月8日(月)から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更され、基本的対処方針が廃止される場合、同年5月7日(日)をもって終了します。
なお、新規申請の受付については、令和5年3月12日(日)をもって終了します。

具体的な改正点

※以下の下線部を削除

【かがわ安心飲食店認証基準】

- ① 順番待ち等の対人距離 ・ 順番待ち等により列が発生する場合は、マスクを着用し、(以下略)
- ② 来店者への注意喚起 ・ 飲食時以外のマスクの着用
※病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情を鑑み、差別が生じないように十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる。
- ③ 従業員の感染症予防 ・ 適切なマスクの正しい着用を徹底する。
※マスク着用の考え方等については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。

【かがわ安心飲食店認証基準(接待を伴う飲食店)】

カラオケを歌う客に対し、マスクの着用を要請する。

【かがわ安心飲食店認証基準(カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食店用)】

カラオケを歌う客に対し、マスクの着用を要請する(カラオケボックスにおいて、2mの対人間の距離が取れる場合を除く)。